

VOL.152

農協からのお便り

11  
2020

グリーン  
G

地域と農業をむすぶJA広報誌

green



今月の表紙

# 今が旬のきのこ 舞茸選別

## TOPICS

- ・農協法公布記念日にあたって
- ・農業経営基盤強化準備金制度の対象資産について

他

豊里地区

(農) タッグ

舞茸のパック詰め作業



JA 上川中央

URL <http://www.ja-kamikawa.or.jp/>



# 農協法公布記念日にあたって

北海道農業協同組合中央会  
代表理事長 小野寺俊幸

## 農協法公布記念日にあたっての

### 組合員・役職員へのメッセージ

昭和22年11月19日に農業協同組合法（農協法）が公布され、今年で73年を迎えました。

戦後の食糧不足の混乱期に、農業者の協同組織の発達を通じて、「農業生産力の増進」と「農業者の経済的社会的地位の向上」を図り、国民経済の発展に寄与することを目的として、農協法が制定され、農協が設立されました。

農協は「農業者による農業者のための組織」であり、協同組

合原則に掲げる「自主・自立」「民

主的運営」の基本に立ち、相互扶助の精神のもと、幾多の困難な状況を乗り越え、組合員の皆様の営農と生活の安定並びにより良い地域社会の実現を目指し、今日に至っております。

今年には新型コロナウイルスという今まで経験したことのないウイルスが、世界的に感染拡大しており、こうしたコロナ禍において、道民に対し北海道農業から行動を起こすことで、農業と人、農村と都市、生産者と消費者（生活者）の関係のあり方を見つめ直していただくため、

「AGRICULTURE ACTION! HOKKAIDO（アグリアクションホッカイドウ）」と題した取り組みをJAグループ北海道が丸となって行っています。

「AGRICULTURE ACTION! HOKKAIDO」は、主に次の3つをテーマとした行動であり、まず一つは日頃、北海道産農畜産物を食べていただいている感謝をしっかりと伝えること、次に食料自給率の重要性に関する理解促進と具体的な行動変容を求めること、最後により多くの方に気軽に農業に接する機会を増やしてもらう（パラレ

ルノーカー）ための国民に向けた情報発信であり、第29回JAB北海道大会で決議いたしました「北海道550万人と共に創る『力強い農業』と『豊かな魅力ある農村』の実現」と「農業所得の増大と、多様な担い手の確保・育成」、「次代につなげる協同組合の価値と実践」の一環として、しっかりと取り組んで参ります。

最後になりますが、JAグループ北海道は、協同組合の理念と精神を事業の拠り所とし、今後とも組合員の皆様が夢と希望を持って営農と生活が続けられる環境を整えること、地域農業とJAの発展に全力でサポートすることをお誓い申し上げます。農協法公布記念日にあたってのメッセージと致します。

地域を支える組合員の経営継続を支援します。

# 経営継続補助金2次公募のご案内

応募締切日

11/11(月)

相談はお早めに！

新型コロナウイルスの影響を克服するため  
農業者が経営計画に基づいて取り組む事業継続を支援します。

【受付期間】 第2回：令和2年10月19日(月)～11月11日(月)



【実施期間】 5月14日～令和3年2月28日

※実施期間中に支出した経費が補助対象です。

経営計画の作成や取組をJA(支援機関)がサポートします！  
(※支援機関の支援を受けながら取り組むことが補助の要件です)

## 対象者

農業を営む個人または法人(農事組合法人、株式会社等)

※常時使用する従業員数が20人以下であること

## 補助上限

# 150万円

(1)と(2)の合計

補助率：3/4 上限：100万円

(1) 経営計画に基づいて実施する経営維持の取組

①国内外の販路の回復・開拓、②事業の継続・回復のための生産・販売方式の確立・転換、③円滑な合意形成の促進 など

※補助対象経費の1/6以上は、「接触機会を減らす生産・販売への転換」や「感染時の業務継続体制の構築」※詳細は裏面

補助率：定額 上限：50万円

(2) (1)と併せて行う、事業継続に関するガイドライン等に基づく取組

・作業所、事務所、施設設備等の消毒の実施に必要な経費など

※生産部会や集落営農組織などで共同申請も可能

(150万円×参画する農業者の数、上限1,500万円)



経営計画



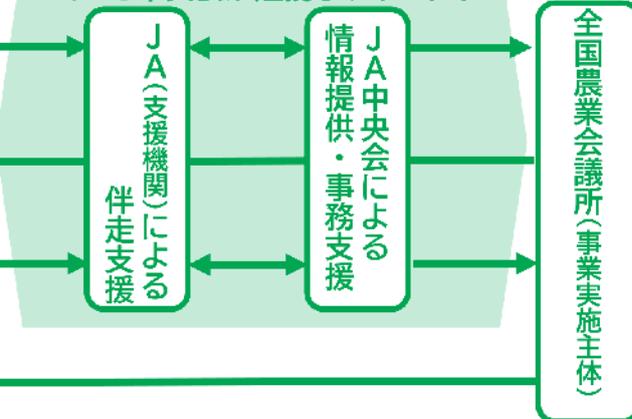
回復・継続を支援



### 農家の経営継続の取組



### JAと中央会が連携しサポート！



(問合せ先)

JA上川中央

本所 営農振興課

☎6-5315

支所 上川営農センター

☎2-1113

# お知らせ

# 農業経営基盤強化準備金制度の対象資産について

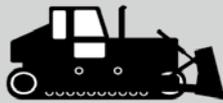
農地集積の進展に伴い、農業現場において、農業者の方が自らパワーショベルなどを用いて畦畔除去など簡易なほ場整備を行う事例が増加しています。

以下の機械についても、農業経営基盤強化準備金制度の対象資産となりますので、お知らせします。

## 対象資産となる機械



パワーショベル



ブルドーザー

などの自走式作業用機械

- ！ 専ら農業用に使用していただく必要があります。
- ！ 令和2年10月5日以降に農林水産大臣の証明を受ける資産に適用されます。
- ！ 中古品は対象となりません。



特例の適用には、資産の取得前に農業経営改善計画等の認定（変更の認定を含む）を受け、機械の取得計画に取得を希望する資産を追加する必要があります。  
詳しくは、市町村（複数市町村で営農している場合は都道府県又は国）にご相談ください。

農業経営基盤強化準備金制度の適用を受けるためには、確定申告書に農林水産大臣の証明書の添付が必要です。

証明書の申請手続きについては、お気軽に地方農政局や県拠点にお問い合わせください。

農業経営基盤強化準備金制度については、こちらから

農業経営基盤強化準備金

検索



このパンフレットに関するお問合せ先：農林水産省経営局経営政策課（電話 03-3502-6441）



仕事で即戦力！  
準中型免許



運転楽しい！  
マニュアル免許



追加・延長・補習料・再検定料 **無料** の安心プラン

**普通免許**  
MT・AT限定

**ヤングプラン**



**技能試験免除**

- 普通 一種 / 二種
- 中型 一種 / 二種
- 準中型
- 大型 一種 / 二種
- 大型特殊
- けん引
- 普通二輪
- 大型二輪

公安委員会指定 **北海道クミアイ自動車学校**

旭川市永山北3条8丁目182-1 ☎0120-887-931  
http://h-kumiai.com/ TEL 0166-48-1141

お申込は当J A窓口まで

## 農業経営基盤強化準備金制度対象資産例

<b>I 農用地</b>	
田、畑、樹園地、採草放牧地	
<b>II 機械及び装置</b>	
<b>1. 電動機、内燃機関、ボイラー、ポンプ</b>	<b>2. トラクター</b>
ガソリン機関、ディーゼル機関、発電機、ポンプなど	乗用トラクター、歩行用トラクター など
<b>3. 耕うん整地用機具、耕土造成改良機具</b>	<b>4. 防除用機具</b>
プラウ、レベラー、ロータリー、ハロー、あぜ塗機、代掻き機、ブルドーザー、パワーショベル、ショベルローダー など	散粉機、噴霧機、土壌消毒機、自動防除システム、農業用無人ヘリコプター、農業用ドローン など
<b>5. 栽培用機具</b>	<b>6. 収穫調製用機具</b>
<播種・施肥関係> 播種機、施肥機、散布機、播種プラント など <育苗関係> 田植機、移植機、育苗器 など <その他> 乗用管理機、マルチャー、かん水装置、養液栽培装置 など	<穀類> コンバイン、乾燥機、石抜機、荷受ホッパー など <飼料作物> モアー、テッター、レーキ、ハーベスター など <野菜、花き、果樹> 収穫機、洗浄機、計量・結束・包装機 など <その他> 自動計量装置、種子貯蔵設備 など
<b>7. 農産物処理加工用機具</b>	<b>8. 家畜飼養管理用機具</b>
選果機、選別機、ワックス処理機 など	自動給じ機、搾乳機、ふ卵機、保温機、飼料配合機 など
<b>9. 運搬用機具</b>	<b>10. その他の機具</b>
運搬機、トレーラー、リフター、コンテナローダー など	鳥獣害防止用威嚇機、ガード、ネット、発光機、忌避機 など
<b>III 器具及び備品</b>	
ビニールハウス（構築物でないもの）、農作業管理等用電子計算機、農業用測定機器、低温貯蔵庫 など	
<b>IV 建物及び附属設備</b>	
<b>1. 建物</b>	<b>2. 建物附属設備</b>
農産物集出荷調整施設、農機具収納施設、畜舎 など	電気・照明設備、給排水設備、ガス設備、消火設備 など ※建物と同時取得の場合に対象。
<b>V 構築物</b>	
温室、ビニールハウス（器具及び備品でないもの）、果樹棚、用水路、暗きょ、農用井戸、野生動物用防御柵 など	
<b>VI ソフトウェア</b>	
農作業管理ソフト、残留農薬測定用解析ソフト、圃場管理用システム など	

※トラックやフォークリフトなどの車両は対象外です。

# 種苗法改定をめぐる

# 対立するのは、謀つてくる(上)

## ■種苗法改定の内容

種苗法は、植物の新品種を開発した人が、それを利用する権利を独占できると定める法律。ただし、農家は自家採種してよいと認めてきた(二二条二項)。今回の改定案は、その条項を削除して、農家であっても登録品種を無断で自家採種してはいけないことにした。また、新品種の登録にあたって、その利用に国内限定や栽培地限定の条件を付けられるようにした。

種苗法改定をめぐる様々な懸念に 대응するためにも、農家も消費者も、国民全体で、情報を共有して十分に議論することが必要である。ここでは、三つの論点を二回にわたって提示する。

### 論点1

#### 歴史的事実を踏まえて

#### 大きな流れ・背景を読む

何事も歴史的事実・経験も踏まえて、背

景にある大きな流れを読むことが必要である。

農水省の担当部局を批判するのは的を射ていない。農水省が掲げる「日本の種苗の無断海外流出に歯止めをかける」必要性は確かにある。農水省が日本の農家・農業を守るために一生懸命考えていることは間違いない。その尽力には敬意を表したい。

問題は、農水省の担当部局とは別の次元で、一連の「種子法廃止↓農業競争力強化支援法(七条、八条四項)↓種苗法改定」を活用して、「公共の種をやめてもらい↓それをもらい↓その権利を強化してもらい↓」という流れで、種を独占し、それを買わないと生産・消費ができないようにしようとするグローバル種子企業が南米などで展開してきたのと同じ思惑が、「企業↓米国政権↓日本政権」への指令の形で「上の声」となっている懸念である。



すずき・のぶひろ

1958年三重県生まれ。東京大学農学部卒業後、農林水産省入省。農業総合研究所研究交流科長、九州大学教授などを経て、2006年より現職。専門は農業経済学、国際貿易論。著書に『食の戦争～米国の罠に落ちる日本』(文春新書)、『ここが間違っている!日本の農業問題』(家の光協会)などがある。

日本の種苗の海外流出阻止が農水省の主たる目的だが、グローバル種子企業の思惑は違う。「陰謀論だ。そんなことはない」と言う人たちに申し上げたいのは、これは「世界における歴史的事実で、日本で進んでいることはそれに酷似している」という明快な現実である。「種を制する者は世界を制する」との言葉があるように、種を自らの所有物にして、それを購入せざるを得ない状況を広げたいのは企業の行動原理である。

中南米やインドなどでは、今日日本で進められようとしている類似のことが、「M法」と呼ばれる一連の流れで行われ、農民・国民が怒り、世界的にM排斥運動が広がっている。例えば、コロンビアでは種苗法が改定され、登録品種の自家増殖が禁止され、そして、農産物の認証法が改定され、認証のない種子による農作物の流通が実質的に

できなくなるという二段構えで在来種が排除されたと印鑰智哉氏が報告している。

## 論点2

### 対象となる登録品種は少数だから影響はないか

無断自家採種の禁止の対象となるのは登録品種（コメ一六％、野菜九％、みかん二％など）のみで、一般品種（①在来種、②品種登録されたことがない品種、③品種登録期間が切れた品種）が種の大宗を占めており、その自家採種は続けられると説明されている。しかし、栽培実績のある品種に限ると、コメの場合、登録品種の割合は全国平均で六四％（栽培面積でも三三％）と高く、地域別に見ると、青森県九九％、北海道八八％、宮城県一五％など、地域差も大きい（印鑰智哉氏）。

また、登録品種が原則購入になることは、現在登録されていない種を、企業が登録品種にして儲ける誘因が働くことを意味する。代々自家採種してきた在来種で品種登録されていなかったら種は自分のものではないし、誰のものでもない。在来種には「新規性」がないのでそのまま登録されることはない。しかし、在来種を基にして $\alpha$ の形

質（曲がらない真っすぐなキュウリのように）をもつ新品種が企業によって育成されれば、登録できる。それが流通・消費に便利として元の在来種に置き換わっていけば、在来種が駆逐され、種を買わざるを得ない状況が広がっていく。

さらに、農家が良い種を選抜して自家採種を続けていた在来種が変異して、すでに登録されている品種の特性と類似してきていた場合に、登録品種と同等とみなされて権利侵害で訴えられる可能性も指摘されている。こうして在来種がさらに駆逐され、F1（一代雑種）自家採種しても同じ形質がでないので買い続けられないといけない）の種や登録品種の種に置き換わっていくと、青果物だけでなく、コメ・麦・大豆についても、種の値上がりによる生産コストの上昇、品種の多様性の喪失による災害時の被害増大などが懸念される。

日本の種子価格の推移は一九五一年から二〇一八年で表のような上昇となつて

（表）

野菜	17.2倍
コメ	4.0倍
小麦	2.1倍
豆	5.4倍
イモ	5.7倍

※資料は農水省  
<https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noubukka/>

いる（印鑰智哉氏）。

野菜も、大規模経営は購入の種がほとんどかもしれないが、中小農家を中心に在来種を種取りして頑張っている人達もたくさんいる。各地域の在来種は地域農家と地域全体にとって地域の食文化とも結びついた一種の共有資源であり、個々の所有権は馴染まない。これが守り続けられるようにするためには、企業がそれを勝手に素材にして品種改良して登録品種にしていく（私有化していく）のに歯止めをかける必要がある。

もちろん、育種の努力が阻害されないように、よい育種が進めば、それを公共的に支援して、育種家の利益も確保し、使う農家にも適正な価格で普及できるようにすべきである。「今だけ、金だけ、自分だけ」の動きをする企業には歯止めをかけられるよう、その線引きが必要である。

今回は「**論点3** 登録品種の種も従来通り自家採種できるか」について提示する。

\* \* \*

# 年金友の会 プレゼント抽選会を実施しました！

年金友の会では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今年度全ての行事を中止することとしました。そのような中でも会員の皆様に少しでも楽しんでいただける様にプレゼント抽選会が企画されました。

10月20日（火）に愛別地区年金友の会、21日（水）に上川地区年金友の会にて応募はがきの抽選会が実施されました。応募総数は両地区合計451名でした。

当日は会長・組合長が抽選し、各地区の20名の方にギフト券や農産物詰め合わせなどが送られることとなりました。

なお、プレゼント当選者の発表は商品の発送をもって代えさせていただきます。

当選された方、おめでとうございます！



愛別地区年金友の会



上川地区年金友の会

農業をリードする北海道の専門誌

## ニューカントリー

道内農業者と共に67年。「潮流」「農政の裏側」コーナーでは最新の農政問題を道内向けに分かりやすく解説。「技術特集」コーナーでは省力化技術から、湿害対策、野菜収穫機、新規作物など注目技術を紹介。自動操舵システムの連載の他、農家の生活に密着した「いきいき夢家族」「マイホーム拝見」「クッキングたいむ」などのコーナーも人気です。この機会に、ぜひご購入ください。



年間購読料 19,263円(増刊込・年14冊)

●通常号 943円 送料154円  
●新年号 1,205円 送料205円

●夏増刊号 1,466円 送料134円  
●秋増刊号 3,981円 送料205円

税10%込

## 警察官や官公庁職員、金融機関職員等をかたったサギ電話に注意

9月18日以降、旭川市内や札幌市内及びその近郊の高齢者宅に警察官や官公庁職員、金融機関職員をかたった者から、

- ・ 高額医療費の還付がある
- ・ キャッシュカードが古くて交換しなければ受け取れない  
(令和になりキャッシュカードが使えない)
- ・ 詐欺の犯人グループを逮捕した
- ・ あなたのキャッシュカードが使われている
- ・ 逮捕した犯人があなたの保険証と通帳を持っていた
- ・ 紛失していないか



などというサギ電話が複数かかってきており、札幌市手稲区及び千歳市ではその話を信じてしまい、自宅に来た犯人にキャッシュカード等をだまし取られる被害が発生しています。

このような電話は、ご家族や知人の元にいつかかってくるか分かりません。

手口を知っていても、犯人の巧みな話術により詐欺電話の内容が現実に行き起きている事柄であると思ひ込み、冷静に判断できずにだまされてしまいます。

自分やご家族も詐欺の電話を受ける可能性があることを日頃から意識し、留守番電話設定や迷惑電話対策機能付き電話機を使って詐欺電話に備えましょう。

### 今年の特種詐欺被害の特徴 9月末

警察官や役所職員、金融機関職員等をかたり、キャッシュカードなどをだましとる手口が多い

- ➡ この手口の被害者55名中、54名の方が65歳以上
- ➡ 犯人からの電話は固定電話にかかってくる
- ➡ 手口を知っていてもだまされてしまう方もいます。  
～だまされてしまった理由～
  - 犯人の口がうまかった
  - 自分の所にくると思わなかった
  - 気付かなかった
 など

1本の電話で大金が失われますが、犯人と会話をしなければだまされません。  
だから今こそ、固定電話の防犯対策が重要なのです!!

#### 迷惑電話防止機能付電話機の特徴

**警告**

電話をかけてきた相手に通話内容を録音することを伝える

この通話は防犯のために録音されます。  
※呼出し音の前に相手にメッセージが流れます。

**注意喚起**

着信中に注意を促すメッセージが流れる

Rrr...  
〇〇に気をつけてください。  
※着信中に繰り返しメッセージが流れます。

**録音**

通話内容を自動で録音する

怪しいから後で確認しよう  
キャッシュカードが不正に使われています。

**その他**

- ・ 電話に出る前に、相手に先に名前を名乗ってもらおうようメッセージを流す
- ・ 警察や自治体などから迷惑電話番号として情報提供された番号からの着信を自動で拒否

ほかにもいろいろな機能があります

5,000円前後から販売されているものもあるようです。  
大切なご家族の財産を守るため、高齢のご家族に対して購入してあげてほしいかがですか。

ご自宅の電話機に留守番電話機能がある場合は、在宅時でも留守番電話に設定して、相手を確認してから電話に出るという対策もあります。決して人ごとだと思わず、対策をお願いします。

お使いの電話機に取り付ける「自動通話録音機」もあります。

## するーライフ 2章

### 『核のゴミ処分場～国からの交付金が村を変えた…』

積丹半島巡りを経験したのはかれこれ30年ほど前のことである。岬に近い宿に泊まり、朝晩の食事は勿論ウニ三昧だった。八角という名の深海魚の刺身も強烈な記憶として思い出される。帰りのバスは日本海側の町から峠越えるコースだった。今となってはその時のルートを指でナゾルことは出来ない。しかし、今も強烈な印象として泊村原子力発電所前の国道を走ったことが思い出される。



目に飛び込む泊村の建物も異郷地のそれと見間違えう程だった。「国からの交付金が村を変えた。」との感想を当時抱いたのだろう。

今その泊村の南北に位置する小さな村と町が原発の高レベル放射性廃棄物の最終処分地選定に名乗りを上げ、俄かにクローズアップされ始めた。住民の考え方も分かれる。地下深くに地層処分する核のゴミは、放射能が安全なレベルに下がるまで10万年を要すると言われている。現在操業中併せて33基の原子炉が日本には建設された。建設当初から問題だったのが廃棄物の処理だった。当時の原発導入の関係者の論理は『核融合炉が出来ると思っていた』というものだった。

地層処分などしなくても、核融合炉で核のゴミを燃やそうとの考えが優先した時代があった。がそんな技術は実現出来なかった。原子力技術史上最悪の誤算だった。—2020年10月4日北海道新聞朝刊特集による—その誤算の解決法として国内の市町村へ、核のゴミ処分場候補地としての手上げを懇願する歴史が始まった。それには大きな交付金が見返りとしてあった。子供の背丈ほどの円柱形のガラス固化体に換算して約2万6千本が、すでに地中に処分されるのを待っている現実がある。二酸化炭素を発生しない未来志向の電力供給源として、華々しく脚光を浴びた原子力発電所は、その脆さを世界に露呈した。

1986年ソビエト連邦チェルノブイリ原子力発電所から広島型原爆の何倍もの放射能が放出され史上最大の原発事故のひとつとなり、事故後その村に人が住むことはなかった。そして2011年3月東京電力福島第一原子力発電所で発生した炉心溶融（メルトダウン）の事故。

放射性物質の放出を伴い広範囲の住民を巻き込んだ。今現場近くには汚染水の貯蔵タンク群が犇めき、更に除染作業で生まれた汚染土も異様な黒い塊として現在も点在する。

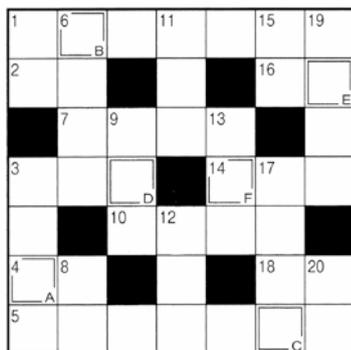
環境倫理学の加藤尚武教授は一連の「核のゴミ」の処分問題について『世代間倫理』という考え方を提示されている。現代世代は未来世代の生存に責任があるという考え方だ。

まだ生まれてもいない世代の同意を得られない事案は、無条件に未来への責任が負えるような状態で継承することと説かれている。

地下の施設で使われる今のセメントも開発されてまだ150年しか経過していない。耐用試験もたかだか150年間しか出来ていない。前述の教授は結論として「合理的に処分するとすれば、無人の砂漠の真ん中に捨てるなど、地球上で最も安全な場所を探してそこに破棄する」、仮に国内で処分するなら「今後人が住みそうもない場所に捨てるのが一番罪は少ないのでは。広い土地は国が買い取り住民のいない場所をつくりそこに埋める」。過去の失敗のツケを原発の恩恵を受けない若い世代や、これから生れて来る世代が引き受けることは理不尽この上ないと教授は結んでいる

10万年後の世代をも巻き込む大命題であり、先送りの猶予が効かない現実がある。

## パズル? 頭の体操



### タテのカギ

- 1 さらさらと落ち続ける時計もあります
- 3 新婚家庭には満ちあふれていそう。——太りしちゃう人もいるかな
- 6 朱肉がセットされたケースに入れることも
- 8 「Rの付かない月（5～8月）に食べるな」と言われる貝
- 9 京都の町家は——が狭いうなぎの寝床
- 11 グラウンドをならす道具です
- 12 文系とよく対比されます
- 13 この商品は——パフォーマンスがいいね
- 15 鍛えて日本刀などを作ります
- 17 髪を刈り込むときに使います
- 19 旅行のこと。——シューズ
- 20 こたつで丸くならないニヤ

### ヨコのカギ

- 1 サツマイモで作る洋風の焼き菓子
- 2 東がトン、北がベイなら南は
- 3 布団や枕などのこと
- 4 「万葉集」にはたくさん収められています
- 5 漢字で書くと「青黄赤黒白」。ペットとしてよく飼われている小鳥です
- 7 板を用いることが多い織り製品
- 10 筆（ほうき）と一緒に働きます
- 14 おうし座のプレアデス星団の和名。「枕草子」にも出てきます
- 16 いかつい——構えをした刑事
- 18 天下の回り物です

## パズル? 頭の体操

先月号の  
答え



解答 A B C D  
ヒメリンゴ

# 第8回定例理事会

令和2年9月25日開催

- 1 ■報告事項  
組合員の脱退について  
3名の脱退について報告した。
- 2 燃料手当の支給について  
第7回理事会の承認内容に基づき、支給内容報告した。
- 3 第2回農家経済対策委員会の開催内容報告について  
8月31日開催の農家経済対策委員会の顛末について報告した。
- 4 固定資産の取得について  
2件の取得内容について報告した。
- 5 要領の制定並びに部改正について  
3件の要領改正について報告した。
- 議事  
1 出資金の譲渡について  
1名の譲渡について承認された。
- 2 組合員の加入報告並びに組合員資格について  
1名の譲渡加入が承認された。
- 3 規程類の部改正について  
2件の規程改正について承認された。
- 4 酪農畜産草地更新事業について  
1件の実施計画について承認された。
- 5 資金の融資について  
3件の融資について承認された。
- 6 理事に対する資金の融資について  
1名の理事に対する融資について承認された。

## 組合員のうごき

(令和2年9月25日現在)

正組合員戸数	321戸
総組合員数	2,299名
正組合員数	503名
うち団体数	33団体
准組合員数	1,800名
うち団体数	60団体

## 営業時間短縮のお知らせ

当組合では、コンプライアンス委員会を設置し、法令を順守し公正で誠実な経営を実践することを目的に研修会を開催しており、本年度も役員並びに全従業員を対象とした「コンプライアンス研修会」を、下記日程で開催することといたしました。

組合員の皆様にはご不便をお掛けいたしますが、研修会開催の趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

- 短縮営業 令和2年11月26日(木)
- 終了時間 午後3時30分終了
- 対象部署 全営業部署(事務所、店舗・施設)

# J A のあゆみ

# 10月

- 13日 企画会議
- 21日 第6回上川地区農協組合長会議
- 23日 第9回定例理事会
- 31日 10月末給油所実施棚卸

## 未来を拓く協同組合 教えて! 日本農業

### 未来を拓く協同組合

教えて! **日本農業**

監修=JCA(日本協同組合連携機構)

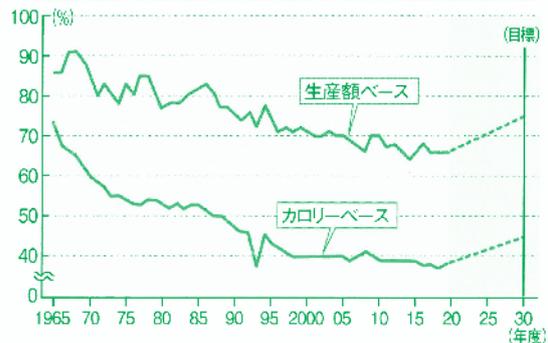
### 食料自給率

食料自給率は、わが国の食料全体の供給に対する国内生産の割合を示す指標です。特に、供給熱量(カロリー)ベースの食料自給率は、米の消費が減少するなどの食生活の変化により、長期的に低下傾向が続いてきました。2019年度は前年度より1ポイント増の38%となりましたが、依然として低水準にとどまっています。

一方、生産額ベースの自給率は66%で、カロリーベースより30ポイントほど高くなっています。これは国内において、カロリーベースでは数値として反映されにくい野菜などの自給率が高いからです。しかし、生産額ベースの自給率も長期的に見て低下傾向にあります。

将来にわたって食料を安定的に確保するためには、食料自給率を高めることが重要であり、JAグループは、水田をはじめとした農地の活用や保全対策など生産基盤の強化や、国産需要の拡大を目指し、実需者との多様な契約方式による生産・販売の拡大などに取り組んでいます。

### 食料自給率の推移



▶2030年度の目標 カロリーベース 45% 生産額ベース 75%

### 2019年度の自給率

カロリーベース	38%	1人1日当たり国産供給熱量(918kcal) / 1人1日当たり供給熱量(2,426kcal)
生産額ベース	66%	食料の国内生産額(10.3兆円) / 食料の国内消費仕向額(15.8兆円)

➡供給熱量(カロリー)ベース食料自給率:基礎的な栄養価であるエネルギー(カロリー)に着目して、国民に供給される熱量(総供給熱量)に対する国内生産の割合を示す指標

➡生産額ベース食料自給率:経済的価値に注目して、国民に供給される食料の生産額(食料の国内消費仕向額)に対する国内生産の割合を示す指標

農水省資料をもとに作成



耕そう、大地と地域の未来。



作り方

- (1) 秋サケに塩、こしょうをして、薄力粉をはたき、熱したフライパンにオリーブ油を入れ、中火で両面を焼き上げて仕上げに白ワインを回し掛ける。
- (2) (1)のフライパンから秋サケを取り出し、バター、タマネギ、ジャガイモ、シイタケを入れて弱火で軽く炒め、ソースの材料を入れ中火で煮詰めていく。
- (3) ソースにとろみがついてきたら、(1)の秋サケをフライパンに戻し、小松菜を入れサッと煮て、器に盛り付け出来上がり。

秋サケの小松菜  
クリームソース煮

今日の  
オススメ



材料(2人分)

- 秋サケ切り身……………2切れ
- タマネギ(みじん切り)……………1/2個
- ジャガイモ中(スライスした物)……………1個
- シイタケ(みじん切り)……………2個
- 小松菜(ざく切り)……………1/2わ
- ソース
- 水……………1カップ
- 生クリーム……………1/2カップ
- ブイヨンキューブ……………1個
- 砂糖……………小さじ1/2
- 白ワイン……………大さじ1
- 塩・こしょう・薄力粉……………適宜
- オリーブ油……………大さじ1
- バター……………大さじ1

11月は、労働保険適用促進強化期間です！

事業主の皆さん。労働保険の加入はお済みですか？

労働保険に加入して、従業員の方々が安心して働ける職場にしましょう。

労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称で、労働者の生活の安定、福祉の増進等を図ることを目的に、国が直接管理運営している保険です。

農林水産業の一部を除き、労働者を一人でも雇用する事業については、法人・個人を問わず加入が義務づけられています。



【お問い合わせ先】

厚生労働省北海道労働局総務部労働保険徴収課 (011-709-2311)  
または最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所 (ハローワーク)